

社会福祉協議会の取扱いについて（その 1）

社会福祉協議会の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会福祉協議会の取扱いについて（その 1）

社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会